



（公園の美化活動）

自分らしさを大切に考え、安心して楽しく過ごせる作業所づくりを心がけています。

◆法人の特色

陽光差し込む明るくてきれいな新しい「おおよど」に、利用者やご家族のみなさん大喜びされています。また、継続して取り組んできた公園美化活動に対して昨年、大阪市より感謝状をいただきました。

会員向け学習会を開催しました

今回は、大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課 係長 松前賢太郎氏を講師にお迎えして『地域福祉計画』の概要についてのお話を伺いました。

活字だけではわかりにくいので、カラー刷の概要版を使って説明していただきました。市政改革プランに基づき、ニア・イズ・ベター（補完性、近接性の原理）の考えのもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。

大阪市の基本構想は、社会福祉協議会と連携し、高齢者、障がい者、こども・子育て、健康増進、人権、防災等の分野別施策を進めていくことです。これが、区将来ビジョンとなります。2018年から始まり2020年度までの3か年が計画期間になっています。

今年度は、その中間にあたります。初めに「誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、そこには

- ①人権尊重の考え方
- ②住民主体の地域づくりの考え方
- ③ソーシャル・インクルージョンの考え方
- ④福祉コミュニティ形成の考え方
- ⑤多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方

等があります。

これらの基本目標の一つ目は、みんなで支え合う地域づくりです。

それは、住民主体の地域課題の解決力強化であり、例えば、活動の新たな担い手づくりに取り組む、みんなで助け合う地域づくりを目指す、増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進める。解決が難しい課題は、専門職や行政につなげる仕組みづくりを進めるという内容です。

これに加えて、地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進や災害時等における要援護者リスト提出のアンケートがあり、双方とも提出しました。これはとても身近に感じました。

基本目標の二つ目は、新しい地域包括支援体制の確立です。地域における見守り活動の充実、相談支援体制の充実、権利擁護支援体制の強化等があります。ここ数年前から取り上げられている「わが事まる事」の地域づくりです。これまでに述べてきた内容は、多種多様に分かれ、それぞれにおいての問題も発生します。

各区に共通する課題等への具体的な取り組みの説明が終わりにありました。大きく分けて、総合相談支援体制の整備、福祉人材の育成・確保、権利擁護の取り組みの充実の3つになります。

特に福祉人材の育成・確保が重要であるにも関わらず、その担い手の確保が困難な状況です。民生委員や各種協議会委員の高齢化が著しく、この後に続く世代の確保が社会情勢の悪化も加わって難しいというお話でした。私自身も区のボランティアをしていますが、その中で最年少という驚きの事実があります。これが現実です。



「地域福祉とは一言で表すと大げさに構えないで、まずは、皆でやる。自分に出来る事をやる。身近なところでやる。気負わないでやる。これらを念頭に置いて、一人でも多くの人に参加してほしいです。」と

最後に松前氏の言葉で締め括られ学習会は終了しました。

学習会後に感じた事は、各区によって取り組みがバラバラで格差があるという事が残念でなりません。